予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:環境管理費 目:環境管理推進費

事 業 名 【新】盛土規制区域調査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 盛土規制係 電話番号:058-272-1111(内2992)

E-mail: c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

143,072 千円 (前年度予算額:

0 千円)

<財源内訳>

< 771 MM 177 /	1/1/								
				財		内	訳		
区 分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	143, 072	52, 533	0	0	0	0	0	0	90, 539
決定額	143, 072	52, 533	0	0	0	0	0	0	90, 539

2要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・5月27日公布の「盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)」は、危険 盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するもので、今後1年以内に施行され る(施行日から2年間の旧法による経過措置あり)。
- ・この法律により、都道府県等が、人家等に被害を及ぼし得る範囲を「規制区域」 として指定し、一定規模の開発行為の規制が可能(届出・許可制)となる。
- ・国においては、基礎調査の実施方法や、区域指定の考え方など案が示されたが、 県において、経過措置の2年以内に基礎調査を行ったうえで、規制区域を指定 し、行為規制していく必要がある。

(2) 事業内容

- ○規制区域の指定に必要な地形・地質、土地の利用状況等の情報調査等を委託
 - ・県全域(中核市の岐阜市内を除く。)を対象に基礎調査を実施。
 - ・既存調査資料(土砂災害防止法基礎調査情報等)をもとに、都市計画関係図書、基盤地図情報等を中心にそれぞれ把握し、必要に応じて現地調査を行なったうえでGIS等を活用し、盛土等に伴う災害から人命を守るために必要十分な範囲を指定(調査実施後、規制区域範囲を公表)。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・要求する基礎調査は、盛土規制法に基づき、県で「宅地造成等工事規制区域」 「特定盛土等規制区域」を指定するのための調査であり、県で調査を行う必要がある。
- ・当該調査については、国庫補助(交付金)の対象事業である(国費1/2助成)。 ※国補助事業:防災・安全交付金(都市防災総合推進事業)

※国交付要綱:社会資本整備総合交付金交付要綱

(4)類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

(単位:千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	420	· 外部有識者 謝礼
旅費	267	・有識者費用弁償、現地調査・打合せ旅費
需用費	206	・消耗品費、燃料費
役務費	50	・郵便・電話代
委託料	142, 016	・基礎調査:委託費(国費1/2) 業務期間R5.4~R6.1 ・業務内容:資料の収集整理、箇所の選定、机上・現地調査、指定 区域報告図書作成、データベース作成 等
使用料	113	• 公用車有料道路使用料
合計	143, 072	

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

無し

(2) 国・他県の状況

- ・国は、新法の施行に向け、盛土等の安全基準のあり方等を検討することを目的 として、盛土等防災対策検討会を設置(6/15)し、基本方針案・ガイドライン 案等を公表(9/30)し、政令(技術基準)を12月に公布予定。
- ・他県においては、国方針案に基づいて調査を行う予定。

(3)後年度の財政負担

盛土規制法においては、区域の指定や既存の盛土に対する勧告・命令等の事務について、県等において、客観的なリスク把握に基づく適正な制度運用が行えるよう定期的(概ね5年毎)に基礎調査を実施し、指定区域の見直しを行う。

(4) 事業主体及びその妥当性

盛土規制法における規制すべき区域の設定は、基礎調査に基づき指定することができるとされており、当該調査は県で行う必要がある。

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

新	規	要	求	事	業	
継	続	要	求	事	業	

1 事業の目標と成果

(事業目標)

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和4年5月に公布された盛土規制法に基づき、盛土等に伴う災害から人命を守るため、規制対象とする区域指定に必要な基礎調査を令和5年度から実施したうえで、新たな法規制による運用開始を目指す。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R4)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R7)	達成率
①基礎調査						
(区域指定のための)			調査完了			
②既存盛土調査						
(基礎調査)				調査完了		

○指標を設定する	ことができ	ない場合の	理由		

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3:増加している 2:横ばい 1:減少している O:ほとんどない

(評価) 3 本事業は、令和4年5月に全国一律の基準で盛土を規制する「盛土規制法」の成立を受け、必要な基礎調査を実施するものである。

事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3:期待以上の成果あり2:期待どおりの成果あり

1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない

(評価)

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価)

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

規制区域の指定にあっては、周知不足による無許可や無届の事案が発生しないよう、関係市町村とも連携の上、十分に周知する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後は基礎調査の結果をもとに、法律に基づく区域指定を行うとともに、不適正な 行為がないよう広く周知・徹底する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント	
又は事業名及び所管課)課】_
組み合わせて実施する理由	
や期待する効果 など	